

# 川俣町立山木屋小中学校「学校いじめ防止基本方針」令和8年4月1日

## 1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

### 【いじめの定義】

いじめはいじめ防止対策推進法第二条に規定されているとおり、児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 【基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童生徒がいじめを行わず、及び、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

### 【学校及び職員の責務】

「いじめはどの子にも、どの学校でも、起こりうる」「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との意識をもち、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ①学校におけるいじめの未然防止

- ・児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針やいじめ防止委員会について、入学時・各学年の開始時に児童生徒・保護者・関係機関等に説明する。

#### ②いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童生徒に対する定期的な調査を2ヶ月ごと実施するとともに、その他の必要な措置を講ずる。
- ・いじめ調査実施後、担任との二者面談を実施する
- ・児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。相談窓口は基本的に教頭とする。
- ・日常におけるささいな兆候の積極的な認知をするために、教師の目が届きにくい場所の確認や児童生徒との会話、生活ノート等を活用する。
- ・情報の共有化を図るために、生徒指導協議会や朝の職員打合せ、日常における教職員同士の情報交換を行う。
- ・児童生徒や保護者の訴えや言葉に、慎重に耳を傾け、様々な側面から児童生徒や保護者との対話を繰り返し行う。
- ・いじめの具体的な対応として、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うとともに、常にいじめに関する情報収集及び実態把握に努める。

#### ③いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上、組織的な対応

- ・いじめ防止等のための対策に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー

カーなどを積極的に活用し、いじめ防止委員会等に参加させることで、外部の目を入れ、児童生徒についての意見交流の機会を活性化させる。

- ・いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。
  - ・いじめ防止のための対策は、いじめ防止委員会等を開催し、組織的な対応を行う。
  - ・より実効性の高い取組を実施するために、学校いじめ防止基本方針が本校の実態に即して機能しているかをいじめ防止委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すこととする。
- ④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
- ・児童生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、情報モラル教室等を行う。
- ⑤いじめ重大事態に対する平時からの備え
- ・令和7年3月6日新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて（通知）【6初児生第20号令和7年3月6日】におけるチェックリスト（別添資料2）を基に、校内の組織、取組、対応等を点検する。

## (2) いじめ防止等に関する措置

### ①学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止等を実効的に行うため、以下の2つの委員会を設置する。

#### I いじめ防止委員会

〈構成員〉 全教職員

- 〈取組〉
- 学校いじめ防止基本方針の策定及び改訂
  - 組織的ないじめの防止
  - いじめの早期発見及びいじめの対処等
  - いじめに関する研修の実施
  - いじめ対策委員会の開催

#### II いじめ対策委員会

〈構成員〉 全教職員＋心理・福祉の専門家等（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど。必要に応じて関係機関。）

- 〈取組〉
- いじめが起きた、または、疑われる事例が発生した場合に開催
  - いじめの発生状況等の調査・検証・改善の提言
  - 児童生徒・保護者からの相談業務
  - いじめ対策の実施
  - 重大事態発生時の対応

### ②いじめに対する措置

- ・いじめの発見・通報を受けた場合、または、その疑いがある場合は、組織的にすみやかに対応する。
- ・いじめ対策委員会を即時開催し、いじめの事実が確認された場合は、速やかにいじめをやめさせるとともに、被害児童生徒を徹底して守り通す。担任は「いじめに関する報告書」を作成し、校長を通して、川俣町教育委員会に報告する。
- ・いじめの再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるために必要があると認めら

れるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・指導後の児童生徒の学校内における状況の変化を見極め、全教職員で共有する。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、川俣町教育委員会及び福島警察署川俣分庁舎等と連携して対処する。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たさなければならない。

A いじめに係る行為が止んでいること。  
被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月を目安に相当の期間継続していること。

B 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。  
いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。

### (3) 重大事態への対処

#### ① 重大事態の区分・内容

— 【1号重大事態】 —  
いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・児童生徒が身体に重大な傷害を負った場合
- ・児童生徒が金品等に重大な被害を被った場合
- ・児童生徒が精神性の疾患等を発症した場合

— 【2号重大事態】 —  
いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

なお、1号2号にかかわらず、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査をする。

#### ② 重大事態への対応

- ・自殺対策基本法の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）【こ支総第262号7文科初第1793号社援発1201第1号令和7年12月1日】により、関係者との連携を図りつつ、児童生徒の自殺防止等に取り組むように努める。また、自殺発生回避のための体制においては、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、自殺の発生を回避するための適切な対処を行う上で必要な情報を関係機関及び関係団体に対し迅速かつ適切に提供することとする。
- ・重大事態が発生した旨を、川俣町教育委員会に速やかに報告する。
- ・川俣町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。